

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和5年第1回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

去る2月14日に開催されました秋田県町村議会議長会理事会におきまして、町村議会議員として23年以上在職した者として、4番、亀田利美君が自治功労者として表彰されました。長年にわたるご活躍に敬意を表してご紹介いたします。おめでとうございます。

なお、同じく秋田県町村議会議長会より、不肖ながら私も議長在職6年以上の自治功労者として表彰されました。このことは皆様の深いご理解と多大なご支援があつてのことと思っております。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、今期定例会において、3月1日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであります。陳情第1号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書、陳情第2号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情、陳情第4号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書、陳情第5号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、陳情第6号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書、陳情第7号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、陳情第8号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情は総務福祉常任委員会に、陳情第3号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情は産業教育常任委員会

に、それぞれ付託いたしましたのでご報告いたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。  
委員長。

〔議会運営委員長 船水隆一君登壇〕

○議会運営委員長（船水隆一君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を3月1日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、新年度予算10件、条例の制定が3件、条例の一部改正が14件、条例の廃止が1件、契約の締結が1件、指定管理者の指定が2件、補正予算6件の議案が計37件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、第1日、3月8日水曜日は初日本会議、第2日、3月9日木曜日は一般質問、一般質問終了後、各常任委員会、第3日、3月10日金曜日は予算特別委員会、第4日から第5日までは土日のため休会、第6日、3月13日月曜日から第7日、3月14日火曜までは予算特別委員会、第8日、3月15日水曜日は事務整理等で休会、第9日、3月16日木曜日は最終日本会議として、会期を9日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は9日間と決定いたしました。

---

### ◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第1回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします議案は、令和5年度当初予算及び令和4年度補正予算の予算関係16件、条例の制定3件、条例の一部改正及び廃止15件、物品購入契約の締結1件、そして指定管理者の指定2件の計37件であります。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、12月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、小坂町の令和3年度決算に係る財務書類についてご報告申し上げます。

令和3年度決算に係る財務書類の内容は、本日お配りしております令和3年度決算小坂町財務書類でご確認ください。

我が国の公会計は、全ての収入と支出を計上した予算を編成し、その執行状況を決算としてまとめ、報告する仕組みになっております。現金主義に基づいて現金の動きを捉えたものであり、予算の執行や現金の収支の把握には適していますが、借金の増加や資産の減少等、将来にどれだけの負担があるかなどの情報が不足していました。そこで、企業会計的な手法で財務書類を作成し、従来の方では分かりにくかった自治体全体の財政状況を明らかにすることを目的に、公会計改革が進められてきました。

しかし、本格的な複式簿記が導入されていないことにより、事業別や施設別の分析ができないこと、公共施設等のマネジメントに資する固定資産台帳の整備が十分でないことから、平成26年5月23日付の総務大臣通知により、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。

これにより、当町では、平成27年度から固定資産台帳の整備に着手し、平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成いたしました。作成した財務書類は、従来と同様で、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4種類であり、対象となる会計の範囲はお手元の資料2ページに掲載しておりますが、今回は、一般会計等、地方公営事業会計、公営企業会計の町の会計の範囲である全体会計を対象に作成しております。

財務書類を分析するための比率として、総務省から公表された分析手法で算出した指標を資料の4ページに掲載しました。主なものとして、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを示す資産老朽化比率は56.5%で、100%に近いほど老朽化が進行していることとなります。道路や公共施設等に係る将来世代の負担の比率は50.3%となっております。住民1人当たりの負債額は190万7,000円となっていて、令和2年度より減少しております。これは負債合計額における地方債残高が減少したことによるものであります。

基礎的財政収支については、投資的経費が減少し、税収等の財源収入の増加が経常経費を含む支出の増加を上回ったことから、数値の改善が見られたものであります。

資料5ページ以降には、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を分析した資料及び詳細資料を掲載しております。このうち、5ページの貸借対照表の負債の総額は、先ほどの説明のとおり、地方債残高が減少傾向にあり、将来世代の負担が減ってきております。

資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、地方債を定期的に確保できる資産で返済した場合、何年で返済できるかの返済能力をはかることや、資産明細表を利用して行政目的別等の資産老朽化比率を算定するなど、財務書類を活用し、分析することによって、町の財政状況の特徴や課題を多面的に把握することができ、今まで以上に他団体と比較して、町の位置づけを明らかにすることが可能となります。

なお、町民へは広報とホームページにて公表することにしております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況等についてご報告申し上げます。

12歳以上を対象としたオミクロン株対応の2価ワクチン接種は、昨年10月29日から本年1月24日まで小坂町診療所で実施し、3,181人の方が接種を終えました。2月1日現在、町

外で接種された方は194人で、接種者は合わせて3,375人、接種率は全人口の70.96%となっております。接種者の内訳は、3回目の接種の方が64人、4回目の接種の方が992人、5回目の接種の方が2,319人でございます。

また、児童の接種状況でございますが、接種対象年齢拡大に伴い、大館市に依頼した生後6か月から4歳の乳幼児は大館市立病院で、これまで対象95人中15人が2回目の接種を終え、3月中に3回目の接種を予定しているほか、鹿角市の医療機関で実施している5歳から11歳の児童の接種は、対象者158人中81人が2回目を、52人が3回目の接種をそれぞれ終えております。

なお、今後、接種を希望される方への対応として、3月末まで4歳以下の乳幼児は大館市立病院で、それ以外の方は鹿角市の医療機関でそれぞれ接種できるよう、大館市、鹿角市に依頼しております。

最後に、新型コロナウイルスワクチン接種に全面的にご協力いただいた小坂町診療所、現在も接種に対応していただいている大館市、鹿角市に改めて感謝申し上げる次第でございます。

次に、今年度のバレイショ栽培の実施状況についてご報告申し上げます。

大規模畑作振興推進の一環として、大手菓子メーカーへのバレイショ出荷を目指し、平成30年度から始まった取組は5年目となりました。これまでの結果を分析し、加工用は8月出荷、市場用は9月以降の出荷という方向で産地づくりを進めているところでございます。

今年度は、令和2年度から3年度に導入した栽培機械及び選別機械を活用し、栽培実証、集出荷・販売実証、作業受託組織育成の3事業に取り組みました。8月出荷を目指す加工用品種オホーツクチップは、雪解けの早い万谷地区の転作田と鶉地区の畑地に実証圃を設置し、市場向け品種キタアカリは9月以降の出荷で植付を急ぐ必要もないことから、雪解けの遅い鶉地区の畑地に実施圃を設置いたしました。さらに、市場ニーズを調べることを目的にトウヤという品種の試作も実施いたしました。面積は、オホーツクチップが約196a、キタアカリが約141a、トウヤは5aで合計342aとなりました。

品質の目安となる比重は、加工用も市場用も、7月末時点で目標の1.08を超えましたが、豪雨で転作田は水につき、収穫不能な状況になったことから、バレイショは腐敗し、収穫を途中で断念することになりました。水はけのよい畑地は全量収穫はできたものの、日照不足により肥大が進まず、収穫量は10a当たりの目標3tに対して、その3分の1程度という結果となりました。

最終的に、加工用のオホーツクチップは11 t を出荷して販売額54万4,163円、市場用のキタアカリは約10 t 出荷して販売額は76万4,137円、試作したトウヤは140kg 出荷して販売額は1万4,206円となっております。今年度から選別機械が稼働して作業はスムーズになり、収穫量が落ちなければ販売量は格段に伸び、次のステップにつながったと考えていることから、昨年の異常気象はとても残念な思いでございます。

今後も、大手菓子メーカーや県の指導機関と連携し、どのような状況でも安定した収穫量が確保できる栽培技術の習得を図りたいと考えております。

町では、米主体の農業経営からの転換という大きな課題に取り組むため、大規模畑作推進を行うとともに、バレイショ栽培にも挑戦し、農家が参入しやすい環境を整えるため、生産出荷体制の整備をしてきたところでございます。まだ課題はありますが、この取組が将来、小坂町農業に生かされるように引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、当日配付の町政報告でございます。

交通死亡事故発生抑止1,000日達成についてご報告申し上げます。

町では、令和2年5月7日に交通死亡事故が発生して以降、町内での交通死亡事故の発生はしておらず、2月1日に交通死亡事故ゼロの日数が通算で1,000日に到達いたしました。交通死亡事故発生抑止が1,000日間継続したことにより、秋田県警本部長顕彰の伝達式が2月17日に行われました。このことは、町民一人一人が交通事故発生抑止への努力を日々重ねてきた結果であり、皆様のご協力に感謝申し上げます。

町では、悲惨な交通死亡事故を撲滅するために、春、夏、秋、歳末と時季折々に、警察、交通協会、自治会、学校、交通安全母の会等の関係団体と行政が協力しながら、交通安全思想の普及と注意喚起を継続的に実施してまいりました。このような町を挙げての運動が、交通死亡事故発生ゼロの積み重ねにつながってきたものと考えております。このたびの1,000日という記録達成は、町民全体の交通安全意識が高く、また、それが広く深く浸透していることの表れだと感じております。

今後につきましては、1,000日達成を一つの通過点と捉え、交通安全推進のために不断の努力をしてまいりたいと決意を新たに、町民全体で協力しながら交通安全運動を推進してまいり所存でございます。これが、さらなる記録の積み重ねにつながってくるものと考えております。

次に、十和田湖観光振興センターについてご報告申し上げます。

現在、十和田湖和井内地区に整備しております十和田湖観光振興センターについて、10月

7日土曜日にオープンすることで準備を進めております。施設の整備につきましては、展示設備及び厨房、物販スペースの内部工事は7月に、駐車場工事は9月に完成予定となっております。

道の駅への登録につきましては、6月の認定を目指して準備を進めており、愛称を募集したところ、県内外から449作品の応募がありました。応募いただいた作品を基に名称及び愛称を決定し、道の駅への登録を申請したいと考えております。

また、募集していた指定管理者につきましては3団体から申請がありましたので、3月下旬に開催予定の指定管理者選定委員会で候補者を選定後、6月議会で指定に係る審議をお願いしたいと考えております。

十和田湖観光振興センターは、秋田県小坂町側の観光拠点ですので、町といたしましても、滞在型観光や十和田湖西湖畔の活性化に資するよう、観光宣伝を図ってまいりたいと思っております。

次に、町内の断水についてご報告申し上げます。

小坂町には、町中心部から七滝地区を含む南側に水道水を提供する七滝浄水場と、川上地区を含む北側に水道水を供給する砂子沢浄水場があります。1月中旬から2月中旬までの断水の原因となったのは、砂子沢浄水場の不具合によるものでございます。昨年12月末からろ過装置の不具合により通常量の水道水をつくることができなくなったため、砂子沢浄水場の給水範囲を縮小し、七滝浄水場の給水範囲を拡大して対応してまいりました。しかし、給水範囲の変更が長引いたことから、七滝浄水場配水池の水位低下に陥り、1月19日から細越・細前田地区、24日から約1,000世帯に上るさくらんぼ・岩沢地区から細越・細前田地区までの中央地区ほとんどの夜間断水を行うことになりました。夜間断水を行いながら、砂子沢浄水場のろ過装置の洗浄作業を行った結果、2つの浄水場配水池の水位回復が確認できたため、2月13日をもって夜間断水を解除いたしました。

その後も砂子沢浄水場のろ過装置の洗浄作業を繰り返した結果、2月27日にろ過状況が正常レベルまで回復し、通常量の上水供給ができることが確認できたことから、翌28日、配水区域を以前の状況に戻しました。

砂子沢浄水場のろ過装置不具合の原因は、昨年8月の大雨以降、取水している砂子沢川上流で発生した土砂崩壊による砂交じりの濁り水が浄水場へ流れ込み続けたことにより、ろ過装置が詰まってしまったものと考えております。今後も同様の事態が生じることが十分考えられるため、濁水の混入を未然に防ぐための必要な設備追加も視野に入れるほか、日常の

維持管理業務を今まで以上に注意深く実施していく所存でございます。

また、3月4日土曜日朝には、栗平地区の老朽配水管の破裂により、中央地区の一部に断水が発生いたしました。先ほどご報告した浄水場の不具合を起因とするものとは直接的な関連はない突発的なものと捉えておりますが、朝の支度、各事業所の操業開始前時刻と重なったため、多くの町民にご迷惑をおかけいたしました。町民の皆さんには長期間及び突発的な断水により大変ご迷惑をおかけしましたこと、この場を借りて深くおわびを申し上げます。大変申し訳なく思っております。

次に、第75回日本消防協会定例表彰における特別表彰「まとい」の受賞についてご報告申し上げます。

日本消防協会定例表彰式が3月3日東京都港区のニッショーホールを会場に行われ、小坂町消防団が、日本消防協会が行う機関表彰の中で最高位として位置づけられている特別表彰「まとい」を受賞いたしました。特別表彰「まとい」は、日本消防協会の表彰制度として昭和54年に創設され、毎年特に著しい功績が認められた全国の10の消防団に限り授与される最高栄誉賞でございます。

これまで小坂町消防団は、昭和58年に日本消防協会長表彰旗を受賞し、平成9年に消防庁長官表彰旗を受賞しております。また、秋田県消防操法大会には、鹿角支部の代表として22回出場し、小型ポンプ操法の部で全県優勝1回、ポンプ車操法の部においては3回の全県優勝を果たしております。

今回の受賞は、小坂町消防団の長い歴史と輝かしい伝統の中で団員一人一人が長年にわたって努力を積み重ねてきたこと、そして、諸先輩の功績と現役団員の成果が高く評価されたことによるものでございます。今回の受賞を機に、今後も小坂町消防団のますますの発展と、より一層の防火・防災活動の取組を期待するものでございます。

なお、受賞した特別表彰「まとい」につきましては、役場本庁舎ロビーに展示し、町民の皆様にご披露したいと考えております。

以上で町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、小坂小中学校の児童生徒の活躍についてご報告申し上げます。

1月28日に花輪スキー場で行われた鹿角小学校スキー大会は、昨年、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となり、2年ぶりの開催となりました。

5年女子クラシカルで永田珠梨さんが1位、和田七海さんが2位、成田芽生さんが3位、6年女子クラシカルで澤田理央さんが1位、女子リレーは見事1位となり、3連覇を達成いたしました。

1月20日から22日に行われた秋田県民体育大会スキー競技会では、澤田理央さんが小学校5・6年女子クラシカルで1位、フリーで2位となりました。

1月22日に、昨年新築となりましたあきた芸術劇場ミルハスで行われた全日本アンサンブルコンテスト第45回秋田県大会で、金管6重奏で出場した小坂小学校が金賞を受賞いたしました。東北大会は逃しましたが、大きな舞台ですばらしい演奏をしてくれました。

1月6日から7日まで行われた鹿角中学校スキー大会では、金丸拓寛さんが男子クラシカル、フリーともに1位で2冠を達成。澤口群青さんが男子クラシカル、フリーとも3位、安保胡春さんが女子クラシカルで3位、池田凜太郎さんが男子スラロームで2位、池田想太郎さんがスラロームで3位など入賞し、男子は総合1位となりました。

1月13日から15日に行われた秋田県中学校スキー大会では、金丸拓寛さんが男子クラシカルで2位、フリーで1位、安保胡春さんが女子クラシカルで1位、澤田大芽さんが女子クラシカルで2位、男子リレーは1位となるなど入賞し、総合で男子は1位、女子は3位、クロカンセクション総合では、男子、女子ともに1位となりました。

1月25日から27日に行われた東北中学校スキー大会では、金丸拓寛さんが男子フリーで1位、クラシカルで3位、女子クラシカルで安保胡春さんが1位となりました。

2月7日から10日に行われた全国中学校スキー大会では、金丸拓寛さんが男子クラシカルで1位、フリーで4位、女子クラシカルでは、安保胡春さんが3位、澤田大芽さんが7位に入賞しました。

リレー競技では、男子秋田県チームに金丸拓寛さんが3走で出場し、5位に入賞。女子秋田県チームに安保胡春さんが2走で出場し、3位入賞を果たしました。

新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、十分な活動ができない現状もある中、練習に励んでいる子どもたちや、その姿を支えている保護者の方々、指導している先生方、地域の方々のご労苦に対し敬意と感謝を申し上げたいと思います。町といたしましても、これまでと同様に活動環境を整え、児童生徒に対する支援をしていきたいと考えております。

次に、KOSAKAアカシアスプリント大会についてご報告申し上げます。

第11回KOSAKAアカシアスプリント大会を2月26日に陸上競技場と野球場の特設コースで開催いたしました。県内各地から幼稚園児、小学生、中学生合わせて94名が参加し、熱戦が繰り広げられました。今回も町内の多くの企業からご協賛をいただいたほか、小坂町スキークラブ、DOWAスキークラブをはじめ多くの方々から運営を担っていただきました。今後も、町なかで身近に選手を応援できる新しいスタイルの大会として、広く町民に認知していただき、楽しんでいただけるよう工夫しながら、スキー競技の底辺拡大、児童生徒の練習の成果を試す大会として継続してまいりたいと考えております。

以上で、教育行政報告といたします。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたしました。

---

#### ◎議案第1号～議案第10号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第1号 令和5年度小坂町一般会計予算、日程第5、議案第2号 令和5年度小坂町国民健康保険特別会計予算、日程第6、議案第3号 令和5年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第4号 令和5年度小坂町介護保険特別会計予算、日程第8、議案第5号 令和5年度小坂町歯科診療所特別会計予算、日程第9、議案第6号 令和5年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算、日程第10、議案第7号 令和5年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算、日程第11、議案第8号 令和5年度小坂町小坂財産区特別会計予算、日程第12、議案第9号 令和5年度小坂町水道事業会計予算、日程第13、議案第10号 令和5年度小坂町下水道事業会計予算を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましては、それぞれ議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読は省略することに決定いたしました。

町長から小坂町行財政の大要及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第1号から議案第10号までの提案理由の説明と併せて、令和5年度小坂町行財政の概要を申し上げます。

国では、令和5年度予算の方針として、経済財政運営と改革の基本方針2022において、新型コロナウイルス感染症、気候変動問題や人口減少、少子高齢化、また災害の頻発化、激甚化など国内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せており、こうした社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ、感染症及び直近の物価高の影響をはじめ、内外の経済情勢等を注視しつつ、新しい資本主義に向けた重点投資分野として、人への投資と分配、イノベーションへの投資、新規事業への投資、グリーントランスフォーメーション・デジタルトランスフォーメーションへの投資へ取り組むとしております。

当町においては、令和5年度が第6次総合計画の3年目に当たります。まちの将来像に掲げた「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」の実現に向け、本町が直面している様々な現状と向き合い、これからも町民の皆さんと共に小坂町の未来をつくっていきけるよう、暮らしへの安心・楽しさのあるまち、歴史文化としての風土を守り、成長を支えるまち、そして、これからも住み続けたいまちの方針の下に地方創生総合戦略や重点プロジェクトの着実な進行に向け取り組んでまいります。

人口減少への対応、移住・定住施策の推進は、まちの活性化を促していくためには重要な施策となります。民間活力を活用した定住促進住宅の建設、子育て世帯が安心して住み続けることができる環境の確保、空き家バンク・空き家解体補助を活用した住宅用地の紹介、地域おこし協力隊による新しい人材の確保や学校教育のデジタル化への対応など、引き続き取り組んでまいります。

安全・安心な暮らし・地域づくりを進めていくため、新型コロナウイルス感染症対策としてPCR検査費用を引き続き予算化したほか、かづの厚生病院や小坂町診療所への支援、地域コミュニティ推進のための自治会館補修や生活支援サービスの拡充、地域防災力の維持・確保にも取り組んでまいります。

そして、十和田湖観光振興センターが今秋、いよいよオープンを迎えることとなります。事業着手と時期を同じくして新型コロナウイルス感染症が広まり、観光客の減少が危惧されたところではありますが、アフターコロナに向け、観光客呼び戻しの起爆剤として、滞留型観光の目玉の一つとして、国内外の多くの観光客の皆様へ十和田湖の魅力を発信していきたい

と考えております。

そのほか地元ブランドとして定着しつつある小坂産ワインを核としたグリーンツーリズム事業や、畑作振興センターを中心とした大規模畑作農業も推進するなど、経営基盤の強化を図ります。

また、ワインブランドの磨き上げとして、本年7月には日本ヤマブドウワインコンクールを当町において開催したいと考えております。ヤマブドウ系品種のワイン認知度向上とブランド化を進め、技術向上と販売促進につなげていき、観光、商業、農業が一体となって地域の活性化を図ってまいります。

これらの予算編成に当たっては、将来世代への責任を果たす財政運営を行うため、財政の健全性を堅持しつつ、住民生活を守り、町民サービスの向上のため、限られた財源を有効に活用いたしました。その結果、一般会計予算案の総額は42億5,400万円となり、前年度当初予算対比で9,100万円、2.1%の減となりました。

特別会計は、7会計で、予算案の総額は14億8,303万円、前年度当初予算対比で4億3,212万4,000円、22.6%の減となりました。

そのほか、水道事業会計及び下水道事業会計の予算を編成し、提案した次第でございます。

それでは、令和5年度一般会計予算案及び特別会計予算案について、議案の順に概要を申し上げます。2月28日開催の議会全員協議会において、予算案に係る主要施策については説明させていただいておりますので、主なものを説明させていただきます。

まず、一般会計の歳入についてでございます。

町税は、法人町民税において、町内主要企業の好況が令和5年度も続くことが見込まれること、また、固定資産税においても、令和4年度の収入見込みなどから増収とし、町税全体では、前年度当初予算対比8,817万8,000円、11.7%の増として計上いたしました。

普通交付税は、国の地方財政対策においても、地方公共団体へ配分される額が前年度対比1.7%の増となっております。令和4年度交付実績や過疎債の基準財政需要額への算入見込み、法人税割収入額等を勘案し、前年度当初予算対比2,000万円、1.3%減の15億3,000万円を計上いたしました。

なお、特別交付税は、前年度と同様の2億円を計上しております。

国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種に関連する補助金や、子育て世帯等臨時特別事業補助金、和井内エリア整備事業及び道路改良事業に係る補助金等の減少などによ

り、前年度当初予算対比1億1,907万2,000円、28.3%の減となりました。

県支出金では、高寺山整備に係る県補助金や参議院議員選挙委託金の減少などにより、前年度当初予算対比2,393万5,000円、11.4%の減となりました。

繰入金は、財政調整として財政調整基金及び減債基金を取り崩しているほか、公共施設等総合管理基金の一部を旧小坂幼稚園解体工事などに充当しております。

また、未来創生基金の一部を結婚新生活支援事業、出産・子育て応援交付金の町上乗せ分などに充当しております。

そのほか、森林環境整備基金、新総合教育エリア振興基金からも対応する事業に充当し、全体で前年度当初予算対比6,533万2,000円、14.3%の増となりました。

諸収入は、康楽館歌舞伎大芝居公演に係る観劇券販売収入が皆増したことにより、全体で前年度当初予算対比2,218万6,000円、27.3%の増となりました。

町債は、町道整備や十和田湖和井内エリア整備事業、小中学校の照明設備LED化事業などにより、発行額は1億7,790万円となりました。

次に、歳出予算の性質別経費の状況でございますが、人件費、物件費、維持補修費、扶助費など消費的経費が27億7,224万9,000円、全体の65.2%を占めており、前年度当初予算と比較すると1億3,039万4,000円、4.9%の増となっております。これは、物件費における各種福祉計画の策定経費や康楽館歌舞伎大芝居公演、また、物価高騰の影響による光熱費、修繕料経費等が増加したほか、下水道事業会計が公営企業法の適用を受けることにより、令和4年度まで繰入金として支出していた経費が補助費等経費として支出することとなったことが増加要因となっております。

投資的経費は4億4,022万円で全体の10.3%を占め、前年度当初予算と比較して1億3,310万7,000円、23.2%の減となっております。

その他経費は10億4,153万1,000円、全体の24.5%で、前年度当初予算と比べると8,828万7,000円、7.8%の減となっております。

それでは、一般会計の歳出予算内容の主なものについて、款を追って説明させていただきます。

1 款議会費でございます。

報酬等の予算計上は、12議員で編成いたしております。議員共済会の負担金として1,016万円、また、議会活動において、町民との信頼関係を深めることを目的とした年4回の議会広報「議会だより こさか」の発行費用として62万6,000円を計上し、総額を7,487万円と

しております。

2 款総務費でございます。

「ともに明日を築くまち」の実現に向け、まちづくりの主役である町民の参画が重要であり、町民と行政との連携により持続可能な地域づくりを進める必要があります。地域活動の中心である自治会活動に対する助成や自治会館の改修、自治会または町民で構成する団体で行う地域課題の解決や活性化を図る活動への助成などを計上しております。

また、地域の活力維持と魅力再発見につなげるため、地域おこし協力隊員については4名分の活動経費を計上したほか、移住・定住促進に向けた住宅購入や改修、空き家解体への助成制度の継続、秋田県と一体となって実施する移住支援金については、子どもがいる世帯には新たに1人100万円を加算する仕組みを設けました。

結婚後の新生活費用の支援については、令和4年度に引き続き、国庫補助の対象とならないご夫婦においては町が単独で補助し、定住人口の減少抑制を図ってまいりたいと思っております。

公共施設の適正配置と長寿命化は、利便性向上と安定した行政サービスの提供には不可欠なものとなります。公共施設等総合管理基金への積み増しを行いつつ、計画的な改修、維持補修を進めることとし、旧小坂幼稚園の解体を実施いたします。

通学や買物、通院など、ニーズに合った公共交通の維持・確保に努めるため、十和田湖地区のデマンドタクシーの運行、運賃補助、町営野口線バスの運行などのほか、運転免許証自主返納者や65歳以上の方のバス回数券購入への助成なども引き続き実施してまいります。

3 款民生費であります。

「健やかに自分らしく生きるまち」の実現に向けて、健康寿命を延ばし、生涯にわたって心身ともに健康であるため、住み慣れた地域で世代に合った健康づくりに段階的、継続的に取り組んでいけるよう、保健、医療、福祉の充実に努めてまいります。

第2期小坂町福祉総合計画をはじめ、高齢者保健福祉計画、障がい者福祉計画、子どもの未来応援地域計画、健康増進計画の策定経費を計上したほか、地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会への運営補助も引き続き予算措置しております。

高齢者福祉分野においては、高齢者世帯への生活サービス事業の充実、介護予防事業の充実、また、地域支え合い体制づくりとしての自治会への支援を行っていくほか、障がい者福祉分野では、地域の一員として生き生きと自立した生活を送ることができるよう、自立支援サービスの適切な給付を実施してまいります。

子育て支援、児童福祉分野では、出産・子育てに希望を持つことができ、子どもの成長を地域全体で支えるまちづくりを進めてまいります。18歳までの医療費無償化継続のほか、第3子以降の出産、養育を支援してきたすこやか育児手当については制度の拡充を行い、全児童生徒へ小中学校入学時に一時金として支給してまいります。

第3子以降を対象とした小学校入学前までの月額5,000円については、令和4年度をもって廃止といたしますが、小坂町に住む全てのお子さんを抱える世帯への応援を行っていく方針でございます。

また、国の施策である出産・子育て応援交付金についても、町単独上乘せとして、国と同額の5万円を出産後に給付してまいります。

そのほか、交通・防犯指導員による活動などの推進により、地域や警察、学校等関係機関が連携した交通安全運動の広がりや防犯への意識高揚を図ってまいります。

4款衛生費であります。

小坂町の医療体制は、高度医療や特定診療科目について、近隣の病院に頼らざるを得ない状況にあります。町民が安心して適切な医療を受けられるよう、近隣市と連携して、地域医療の確保のため、病院、診療所に対する運営支援を行います。

地域の中核病院であるかづの厚生病院へは、引き続き救急・小児医療の支援を行っていくほか、地域医療機能の維持・確保や産科医療に必要な機器整備の支援を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、PCR検査費用並びに症状の類似性が多い季節性インフルエンザのワクチン接種補助経費について、引き続き予算を計上いたしました。

誰もが健康で安心して暮らせるための各種検診、予防接種、健康相談体制の充実、次代を担う子どもたちの健康や妊産婦への保健サポート事業などとして、それぞれ事業費を計上しており、予防接種においては、帯状疱疹ワクチン接種費用助成を新たに予算措置いたしました。

「自然とともに、これからも暮らし続けたいまち」の推進に当たっては、鹿角広域行政組合を基本とした廃棄物の適正処理やごみ減量化、そして、資源循環型社会の構築を目指すため、廃棄物焼却量削減に向けた取組を進めてまいります。

5款労働費であります。

労働対策に係る経費として、出稼ぎ者対策や鹿角シルバー人材センター運営費補助、資格取得支援に対する補助などの予算を引き続き計上いたしました。

6 款農林水産業費でございます。

「にぎわい・活気を興すまち」の推進に当たっては、農林水産業の分野では、地域の状況に応じた担い手の育成や法人化を支援するとともに、農地集積や施設整備などによる生産性の向上を推進するほか、地産地消にも取り組み、農業振興を図ってまいります。

小坂七滝ワイナリーを活用した町内産ワインの販路拡大も支援していくほか、畑作振興センターを中心とした大規模畑作農業も推進するなど、経営基盤の強化を図るとともに、バレイショなど新たな作目の産地化を目指し、栽培技術向上と受託事業者組織の育成支援を実施してまいります。

グリーンツーリズム推進事業につきましては、ワイン製造技術者養成、商品企画などの経費のほか、日本ヤマブドウワインコンクールを当町で開催し、地元産ブランドの磨き上げと認知度向上により地域経済と一体となった活性化を進めてまいります。

また、水田利活用向上支援として、転作奨励品種の刈取りへの助成や戦略作物である菜種などの種子購入への助成など、地域資源に付加価値を生み出す取組を推進し、農家の所得向上を目指してまいります。

第6次産業化に向けた生産・加工・販売体制と地域資源ブランド化への支援を今後も行ってまいります。

そのほか、令和4年8月の大雨災害を踏まえ、農業収入保険への加入を促進するための支援や、バイオマスタウンの推進として、菜種の買取りや廃食油回収業務委託、森林環境整備基金を活用した森林経営管理に向けた意向調査準備、十和田湖ひめますのブランド化推進に係る経費を計上いたしました。

7 款商工費であります。

商工業の分野では、商工会や商業団体と連携し、にぎわい、活気を生む商業の取組を支援していくとともに、新たな企業の立地や既存立地企業の設備投資の誘発を図るため、産業振興促進条例に基づく雇用や施設整備への支援を行ってまいります。新規創業や新分野への事業展開を計画する法人、個人、団体に対する創業チャレンジ支援も引き続き行い、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいります。

観光振興につきましては、十和田湖や日本の近代化を支えた産業遺産群など、小坂町が保有する特色ある観光資源の個性を磨いていくとともに、新たにオープンとなる十和田湖観光振興センターにおいては、アフターコロナにおける観光客呼び戻しの起爆剤として、町内外の多くの皆さんにお越しいただきたいと期待しております。今後は、ソフト面での充実を図

り、十和田湖地区だけではなく、まち中心部への観光施設や特産品の販売を含めた滞留型観光回遊ルートの拠点として、観光振興を進めてまいります。

そのほか各観光施設の維持管理経費、七滝活性化拠点センターによるサテライトオフィス誘致の継続や地域連携DMOへの負担金、国際交流員招致による国際交流関連経費などを計上しております。

また、4年ぶりの開催となる康楽館歌舞伎大芝居公演経費も計上いたしております。迫力ある舞台を多くの皆さんに楽しんでいただきたいと思います。

小坂鉄道レールパークにおいては、あけぼの号塗装工事費を計上いたしました。あけぼの号については、本施設の中核をなすもので、全国的にも希少価値があり、注目されていることから、宿泊を含めた滞留型観光の推進に向けて維持・管理が必要であると考えております。

8款土木費であります。

道路・交通網の分野では、地域交通の利便性と定住環境の向上につなげるための道路・橋梁整備を計画的に進めてまいります。

雪対策の分野では、冬期間の円滑な交通確保のため、きめ細やかな除排雪体制を確保してまいります。

住宅・公園の分野では、引き続き持家の改築、リフォームを支援していくとともに、憩いの場として公園の環境を維持・管理してまいります。

道路橋梁改良事業については、町道苦竹山崎線改良、橋梁長寿命化、町道牛馬長根1号線舗装補修を計画しております。

十和田湖和井内エリア整備に係る事業では、外構整備工事費や和井内栈橋補修調査設計料などを計上いたしております。

河川整備・砂防対策としては、松木沢川を含む3河川の浚渫の実施、昨年に引き続き、県単急傾斜地崩壊対策事業で横道地区工事に対する負担金を計上いたしております。

町営住宅管理については、修繕計画に基づき、つつじ平住宅屋根塗装工事費のほか、解体工事費についても計上いたしております。

本年3月に完成となる上小坂地区定住化促進住宅においては、3月5日に内覧会を開催いたしました。既に多数の問合せをいただいております。定住人口の増加、地域の活性化につながっていくものと期待しているところでございます。

9款消防費であります。

消防救急体制については、鹿角広域行政組合により消防資機材の整備など消防力の強化を

図るほか、救急救助需要の増加、多様化に対応し体制の充実と強化に努めてまいります。

町内においては、消防団員の装備品の充実、消防施設整備更新、消火栓の標識板設置など消防施設整備を進め、消防力の強化を図ってまいります。

また、地域の自主防災組織の方々が行う防災訓練活動や防災資機材購入に要する経費の一部を補助するほか、自主防災リーダー養成の支援に取り組み、地域全体で災害に強い、いざというときも安心できるまちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

10款教育費でございますが、教育費予算は、前年度当初予算と比較して15.3%増の4億5,266万3,000円となっております。その内容につきましては、教育委員会から教育行政の方針と予算案の概要の説明がありますので割愛させていただきます。

12款公債費でございますが、前年度当初予算と比べて2,060万3,000円、3.5%減の5億6,015万7,000円を計上しております。

新型コロナウイルス感染者数は減少傾向となり、一定の収束傾向が見られたものと思えますが、引き続き感染予防対策を緩めることなく、ウィズコロナに向け、日常を取り戻していく必要があります。人口減少への対応や地域創生に向けた活性化対策など、将来を見据えて取り組んでいかなければならない諸課題に対応できるよう、令和5年度予算案につきましては、第6次小坂町総合計画に掲げる基本目標の実現を基に編成を行いました。財政運営は厳しさを増していくことが見込まれますが、健全性の確保に十分留意し、一層堅実な行政運営に努めてまいりたいと思えます。

以上、一般会計の概要でございます。

次に、特別会計・企業会計についてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計でございます。

加入世帯を678世帯、被保険者945人と想定し、国保税を1世帯当たり9万7,441円、医療費は前年度の実績見込みに基づいて14.5%の減と見込み、総額5億2,351万9,000円の予算を編成しております。

なお、令和5年度から加入世帯の負担軽減を図るため、国保税率の引下げを行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金として8,734万円を計上し、予算総額8,836万1,000円といたしました。

介護保険特別会計でございます。

介護認定者への保険給付と介護予防事業を中心に行う保険事業勘定が、歳入歳出ともに8

億25万6,000円で、前年度当初予算対比で1,094万4,000円、1.4%の増となっております。

町直営の居宅介護支援事業所などの運営を行う介護サービス事業勘定は、居宅介護サービス計画費の収入を計上し、歳入歳出予算の調整で生じた財源の不足額265万2,000円を一般会計繰入金で措置いたしております。全体では、歳入歳出とも328万2,000円で、前年度当初予算対比で20万4,000円、6.6%の増となっております。

歯科診療所特別会計は、歳入歳出それぞれ5,877万9,000円で、歳入の主なものは、診療収入3,050万円、一般会計繰入金2,540万3,000円であります。一般会計繰入金は、前年度より146万8,000円の増となっております。

歳出は、総務費4,733万2,000円、医療費997万9,000円及び公債費146万8,000円を計上しております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、歳入歳出それぞれ188万円の予算を編成しております。歳入は、共済掛金収入81万6,000円、基金運用の利子収入等7,000円、基金繰入金104万4,000円などで、歳出では、退職一時金104万4,000円、共済基金積立金82万4,000円及び管理費1万2,000円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、歳入歳出それぞれ420万3,000円を計上しております。歳入は、預金利子3,000円、基金繰入金269万3,000円、貸付金収入150万7,000円で、歳出では、大学生新規5名、継続2名への貸付金420万円、基金積立金3,000円という内容となっております。

小坂財産区特別会計は、小坂財産区を管理する経費として、予算総額275万円を計上しております。

水道事業会計は、安全で安定した水道水の供給を行うための予算を計上しております。本年度は給水戸数2,091戸に対して、1日平均1,232m<sup>3</sup>の給水を行うこととし、収益的収入2億5,292万6,000円、収益的支出2億4,634万6,000円を予定しております。高料金対策として9,537万1,000円、旧簡易水道事業特別会計からの移行分の利子の一部負担を含め、一般会計からの負担金の総額は9,776万6,000円となっております。

また、資本的支出は1億6,895万2,000円で、配水施設改良費が休平地区配水管布設替事業実施設計委託料が907万5,000円、企業債元金償還金1億5,490万4,000円が主なものとなっております。資本的収入は3,020万1,000円で、企業債600万円、国庫補助金249万3,000円と一般会計からの出資金2,170万8,000円となっております。

下水道事業会計であります。

地域環境と生活衛生を保全し、快適で衛生的な暮らしを提供するため計画的な下水道整備に努めてまいります。本年度は、排水戸数1,108戸に対して、1日平均814m<sup>3</sup>の汚水処理を行うこととし、収益的収入1億9,677万円、収益的支出1億8,898万3,000円を予定しております。高資本費対策に要する経費分として3,403万円など、一般会計からの負担金の総額は6,823万6,000円となっております。このほか、経営基盤強化のため、一般会計からの補助金3,500万円を受け、経営をしております。

また、資本的支出は1億2,537万1,000円で、流域下水道事業建設費901万4,000円、企業債元金償還金1億1,325万7,000円が主なものとなっております。資本的収入は6,254万6,000円で、企業債1,480万円と一般会計からの出資金4,500万円となっております。

以上、令和5年度行財政の大要として、まちづくりに対する基本的な考え方と予算の主要事業についてご説明いたしました。

本予算は、町財政の健全化の確保に十分留意しつつ、住民生活を守り、町民サービスの向上のために限られた財源を有効に活用し、町民目線に立ち、小坂町の今後の進むべき方向を見据え編成したものでございます。着実かつ効果的に各施策を推進できるよう、全力で取り組んでまいります。

令和5年度予算案並びに関係議案と共に慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いをしまして、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長から教育行政の方針と予算の大要についての説明を求めます。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） それでは、令和5年度教育行政の方針と予算の大要について説明いたします。

教育目標は、心豊かでたくましく、ふるさとの発展につくす町民を育てるです。

教育行政の方針としましては、小坂町総合計画及び小坂町新総合教育エリア構想を基本として策定しております第3期小坂町教育推進大綱は、令和3年度から6年度までの4年間で、新年度は3年目となります。大綱において、学校教育では、小坂町の特色を生かした教育活動を展開しながら、小中一貫教育を推進し、生きる力とふるさとを愛する心を持った児童生徒を育成します。

社会教育では、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう学習環境を整え、その学習

成果を適切に生かすことのできる社会を目指すことを基本方針に定めております。

この教育推進大綱に基づき、学校教育、社会教育とも、町の新しい総合計画に掲げる「豊かな心と未来を育む人づくりのまち」の実現を目指して取り組んでまいります。

令和5年度における小坂町の新入学児童生徒数は、小坂小学校23名、小坂中学校24名の予定です。在学児童生徒数は前年度と比較して、小学校が1名増の139名、中学校は3名減の89名の見込みです。学級数は、小学校が9学級で1学級の増、中学校が5学級で昨年と同数の見込みとなっております。

小中一貫教育校として11年目となります。今までの歩みを検証しながら、さらなる連携を進めるため、小中合同の教職員研修など一層の充実を図ってまいります。

G I G Aスクール構想の実施に向け、教職員研修を行い、児童生徒1人に1台配置されたタブレット端末、デジタル教科書、電子黒板を効果的に活用する等、I C T教育を推進します。

学校臨時休業など、児童生徒が登校できない場合に備え、学校とつなぐオンライン学習環境を整えます。

授業等に紙媒体、デジタル版などの新聞記事を活用する等、N I E教育を推進します。

学校給食費の半額助成、教材費の公費負担等にも継続して取り組み、子どもたちが安心して学べる環境を整えてまいります。

また、学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組む学校運営協議会と、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動との一体的な実施を推進します。

社会教育においては、地域学校協働活動による学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働しながら、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを目指します。

放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施している子どもクラブS k i pの充実を図るとともに、支援員や職員の研修への参加を促します。

子育て経験者や専門家等で構成する家庭教育支援チームポッポの会での活動を通し、様々な家庭教育支援事業を実施します。

読書活動の推進では、全ての町民が日常の生活の中で読書に親しみ、読書活動や交流ができるよう、出張図書館の充実、図書システムの効果的な運用など環境づくりに努めます。

また、芸術文化振興においては、鹿角市と協力し、鹿角地域文化財保存活用計画の策定を進め、共通の文化財の総合的な把握をし、両地域の文化財の新たな視点につなげます。

それでは、教育予算について、主なものを説明いたします。

令和5年度教育費歳出予算案全体では、一般会計で総額4億5,266万3,000円を計上しております。前年度当初と比較して15.3%の増となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、総額420万3,000円、前年度当初と比較して60万円、16.7%の増となりました。

一般会計における民生費、保育所に係る主な事業では、マリア園の集団活動で声かけの必要な幼児に対する保育サポート事業に保育士3人分、627万3,000円、3歳以上の入所児童保護者に対する副食費助成302万4,000円、保育環境確保事業に230万4,000円、在宅育児支援給付金給付事業に444万円を計上しています。

学校教育関係の主な事業では、一人一人の個性を尊重したインクルーシブ教育を目指した学校生活サポート事業に学校生活支援員6名を配置する経費1,263万3,000円を措置しています。

また、英語教育の充実と国際交流の進展を図ることを目的とした外国語指導助手配置経費として574万円を計上しています。

通学バス運行事業では、七滝地区児童用スクールバス運行経費と十和田湖地区児童生徒が通学するためのタクシー運行業務委託を合わせ、1,385万5,000円を計上しております。

小坂高校の発展を側面から支援する小坂高校発展支援協議会には、事業費補助として100万円、育英事業としては、資格検定受検費用の一部を補助する事業費100万円を計上しています。

奨学資金貸付事業は、貸費予定人員を高校生新規4人、大学生等新規7人、継続6人とし、720万円を計上しております。

小学校5・6年生から中学生の学力向上対策として開催し、13年目となる小坂鉦山の子未来塾の経費として204万8,000円、また、子育て支援事業として、保護者の負担軽減と地産地消のさらなる取組を進めることを目的に小中学校児童生徒の学校給食費半額助成分として741万1,000円を計上しております。

保護者の負担軽減を図るため、小中学校の授業で使用する教材費等を公費負担する経費として、小学校に206万2,000円、中学校に212万8,000円の合わせて419万円を措置しています。

小中学校のICT関連整備事業としては、メディアルーム及び小中学校教員の教務用パソコンのリース料569万3,000円のほか、授業用タブレット34台及び通信環境整備リースに係る経費として103万3,000円、合わせて672万6,000円、デジタル教科書、電子黒板リースと

して388万8,000円を措置しています。

また、児童生徒1人1台のタブレット端末などを有効活用していくため、ICT環境サポート業務委託として598万4,000円を措置しています。

学校臨時休業など児童生徒が登校できない場合に健康観察や学習指導などを実施するため、学校とつなぐオンライン学習環境整備に57万8,000円を措置しています。

遠距離児童生徒の通学費補助としては、小学生では、14人分35万7,000円、中学生では、14人分80万1,000円、合計115万8,000円を計上いたしました。

児童生徒のスポーツ・文化活動に係る各種大会派遣補助としては、小学校に38万2,000円、中学校に366万3,000円、合計404万5,000円を計上しております。

教育扶助費は、小学校に、対象児童24人分で298万7,000円、中学校に、対象生徒15人分で252万1,000円の合計550万8,000円を措置いたしました。

小坂町新総合教育エリア構想に基づく小中一貫教育研究会事業としては、教職員の視察研修のほか、小学校3年生のひめます稚魚の放流式参加とひめます学習会、小学校4年生のブドウ栽培と加工実習、小学校5・6年生と中学校1年生の十和田湖野外体験学習等を実施する経費として63万1,000円、小中学校合同での芸術鑑賞教室、小坂高校と合同での強歩大会等に47万7,000円、合わせて110万8,000円を計上しております。

社会教育関係の主な事業では、学校への読書活動支援員の配置、ブックスタート等の家庭教育支援事業、放課後や休日の生活や体験をサポートする子どもクラブSkipなどを総合的に取り組む学校・家庭・地域連携総合推進事業に1,143万7,000円を計上しています。

また、短期教育留学事業についても継続実施することとし、102万2,000円を措置しました。

芸術文化振興事業では、康楽館演劇祭に関する経費として110万円を計上しております。

また、文化財保護事業としては、町の伝統行事である小坂七夕祭や盆踊り大会、町の無形民俗文化財に指定されている濁川虫送り行事及び出羽神社権現舞に対する補助として、合わせて361万4,000円を計上しております。

社会教育関連事業では、まなびピアなどの生涯学習事業や各公民館事業に123万4,000円を計上しております。

図書館費では、図書購入費として151万2,000円、郷土館費では、特別展「龍星閣創立90周年展（仮）」、「新編小坂町史資料編第六集」印刷製本などに273万2,000円を計上しております。

保健体育関係では、体育施設管理事業として、みんなの運動公園管理業務等で404万2,000円、運動場を含む中央公園管理清掃業務等に897万2,000円を計上しております。

また、スポーツ事業として、スポーツ協会が実施している全町大会やスポーツ少年団を含む社会体育関係団体の活動補助に192万3,000円を計上いたしました。

特別会計では、菅原ヤエ奨学資金特別会計で、育英事業の充実と継続のため、奨学資金貸付予定人員を大学生新規5人、継続2人として420万円を計上しております。

以上が主な内容であります。今後とも創意工夫をもって、より効率的な運営に努めてまいります。

最後に、令和5年度の教育行政方針が施策として円滑に進めることができますよう、関係する皆様のご理解とご指導をお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議がないものと認めます。

よって、本件につきましては、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君、8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聰君、11番、椿谷竹治君、以上11人を委員に指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前 11 時 44 分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には、総務福祉常任委員長の椿谷竹治君、副委員長には、産業教育常任委員長の亀田利美君とすることに決定いたしました。

---

◎議案第 11 号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第11号 小坂町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本議案第11号は個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、全員協議会で協議し、提案されたものでありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 異議はないものと認めます。

よって、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行います。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号～議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第12号 小坂町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、日程第16、議案第13号 小坂町個人情報保護審査会条例の制定について、日程第17、議案第14号 小坂町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、日程第18、議案第15号 小坂町個人情報保護条例を廃止する条例制定についてを関連がありますので、一括議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第12号 小坂町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第13号 小坂町個人情報保護審査会条例の制定について、議案第14号 小坂町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号 小坂町個人情報保護条例を廃止する条例制定について、関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報についても保護とデータの流通を両立させるため、個人情報の保護に関する法律が改正されました。この法改正により、個人情報保護の運用基準が統一されたことから現行条例を廃止し、新たに同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、関係する条例を整備しようとするものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、私から詳細について説明させていただきます。

議案書が24ページからと、議案審議の参考の3ページに概要を載せてありますので、併せてご覧いただきたいと思います。

まず、条例制定の経緯についてですが、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の保護とデータ流通を両立させるため、これまで3本の法律と地方公共団体ごとの条例によって規定さ

れていたものを団体ごとの規定や運用の違いがデータ流通の支障となり得ることから、個人情報の保護に関する法律の大幅な改正によりまして、全国統一の共通ルールが法律で設定されました。これによって、町では現行条例の整理が必要となりますが、今後は改正法による運用基準に統一されるため、現行条例の規定のうち、実質的に同じ趣旨のもの、あるいは矛盾や抵触してしまうものは廃止することとなりますので、議案第15号の小坂町個人情報保護条例を廃止する条例制定によって、現行条例は全部廃止といたします。

また、現行条例によって設置していた個人情報保護審議会や、改正法で委任された事項のうち必要とする事項については新たに制定することとして、個人情報保護制度は改正法によって運用することとなりますが、委任により条例で規定することが認められている事項について、議案第12号で新たに制定する小坂町個人情報の保護に関する法律施行条例で2つの項目について規定することとしています。

同条例第3条では、改正法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料等について、次の第4条では、改正法129条に規定する個人情報保護審査会への諮問についてをそれぞれ規定しております。なお条例で規定することが許容されていても、改正法の規定によることとする事項についてはあえて条例に規定しないこととしております。

次に、これまで小坂町個人情報保護審議会の設置は、今回廃止する現行条例の中で規定されていましたが、法第129条に基づく小坂町個人情報保護審査会として、新たに議案第13号の小坂町個人情報保護審査会条例を制定して設置することといたします。制度の在り方やその取扱いを調査、審議する第三者機関が引き続き必要であり、また、個人情報の開示や訂正、利用停止の処分等に対し審査請求があった場合、諮問機能も必要でありますので設置するものです。

条例では、審査会の組織や会議などについて規定しているほか、第7条では審査会の調査権限について、第8条では委員による調査手続について、第9条では提出資料の写しの送付等についてなど、それぞれ規定をしております。

次に、議案審議の参考の5ページをご覧ください。

議案第14号の小坂町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴って規定の見直しを行い、古い規定を削除するなどの文言の整理を行っています。

以上、いずれの条例も、施行は令和5年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより議案第12号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（目時重雄君） 続いて、議案第15号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これより昼食休憩に入りたいと思います。

再開は13時からしたいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第16号 小坂町議会議員及び小坂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第16号 小坂町議会議員及び小坂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、公職選挙法施行令が改正され、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） では、説明いたします。

議案審議の参考の6ページから改正に係る新旧対照表を載せておりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

今回の改正は、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営単価の限度額が引き上げられたことによるものです。

改正点は、第4条に規定している選挙運動用自動車の使用の公費の支払いについて、選挙

用自動車を借入れた場合の単価を現行1万5,800円から1万6,100円に、選挙用自動車に使用した燃料の代金を現行の7,560円から7,700円に、もう一つ、第8条に規定する選挙運動用ビラの作成の公費の支払いについて、1枚当たりの作成単価を現行7円51銭から7円73銭にそれぞれ改めるものでございます。

施行は令和5年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第17号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第17号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町職員の退職手当につきましては、現在、秋田県市町村総合事務組合の秋田県市町村職員の退職手当に関する条例により支給されておりますが、組合では、令和3年の地方公務員法の一部を改正する法律の施行による定年引上げに伴い、条例の一部改正を2月に行いました。改正には、定年前に退職する意思を有する職員の募集に伴う規定が含まれており、関連する本条例の規定整備が必要となるものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） では、説明いたします。

審議の参考の9ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、早期退職の募集を始める年齢が現在45歳としておりますので、定年年齢が60歳だったこれまでは、定年から15年を減じた年齢という表現をしておりましたが、令和5年度からは、定年延長によって定年年齢が65歳まで引き上げられていきますので、定年から減ずる年数を20年に改めるものでございます。

ただし、65歳定年が完成するまでの間は、これまでと同様とするということを附則に規定しております。令和5年4月1日からの施行でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第18号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第18号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議会の議員が公務等により旅行するときは、本条例第4条の費用弁償により支給しており、私用の自動車を使用したときは、職員の旅費規程の例によって支給することになっております。

現在の額は1kmにつき15円で、しばらくの間見直しをしておらないため、昨今の原油価格高騰の実情に鑑み、職員の旅費規程を改めますので、本条例につきましても同様に改めたいというものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○総務課長（窪田圭一君） では、説明いたします。

議案審議の参考10ページに新旧対照表がありますので、そちらをご覧ください。

このたび、一般職の旅費規程を物価・燃料価格高騰などの理由から、県職員の例に倣って、1kmにつき15円だったものを37円に改めることにしております。

議会議員及び非常勤特別職の費用弁償のうち、私用車を使用したときの旅費は一般職の旅

費の例によることとしております。

これによりまして、本条例を改める必要がありますので、これまで金額で規定していたものを特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で規定している文言に倣って改めようとするものでございます。

令和5年4月1日からの施行でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第19号 小坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第19号 小坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、児童福祉法の規定に基づいて町が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改めようとするものでございます。

家庭的保育事業等は、良質かつ適切な内容と水準のサービスが提供されることにより、全ての子どもが健やかに成長するために、適切な環境が等しく確保されることを目指すものであり、その施設及び運営に関する事業認可を行う基準については、児童福祉法において市町村が条例で定めることとされております。また、市町村が当該基準条例を定めるに当たっては、国が厚生労働省令で定める基準に従うこととされております。

本条例改正は、基準省令の改正に伴い懲戒権限の濫用禁止規定の削除、引用条項の整理などについて、町が定める基準条例の条文を改めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） それでは、私から詳細説明を申し上げます。

本条例案は、市町村が従うべき厚生労働省令の改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

改正の主な内容をご説明いたします。審議の参考は、11ページから24ページとなります。まずは13ページ、第7条の2では、安全計画の策定の義務化に係る規定を加えております。14ページの第7条の3では、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加えております。

第10条では、インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和に係る改正を行っております。

15ページの旧13条は、懲戒権に係る権限の濫用禁止の規定が基準省令から削除されたことにより、条を削除する改正を行っております。

第13条では、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化に係る規定を加えております。

また、このほか条ずれによる引用条項の整理をしています。

簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第20号 小坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第20号 小坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、子ども・子育て支援法の規定に基づいて町が定める、特定教育・保育施設及

び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改めようとするものでございます。

特定教育・保育及び特定地域型保育は、良質かつ適切な内容と水準のサービスが提供されることにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものであり、その施設及び運営に関する基準については、子ども・子育て支援法において市町村が条例で定めることとされております。また、市町村が当該基準条例を定めるに当たっては、国が内閣府令で定める基準に従うこととされております。

本条例改正は、基準府令の改正に伴い、懲戒権限の濫用禁止規定を削除するとともに、子ども・子育て支援法の改正による引用条項の条ずれを整理するものであります。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第21号 小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第21号 小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、保育所等の利用者負担額に関する規定の引用条項を改めるものであります。

こども家庭庁の創設に伴い、子ども・子育て支援法が改正され、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める規定が改正されたことから、条例における引用条項を整理するものでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25、議案第22号 小坂町すこやか育児手当支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第22号 小坂町すこやか育児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、子育て世帯に対する経済的支援の拡充を図るため改正するものでございます。

これまで第3子以降の児童のみを対象にしておりましたが、対象を全児童に拡大し、小学校、中学校入学時にお祝い金を支給するものでございます。

制度拡充に伴い、小学校入学前の児童への月額5,000円は廃止いたしますが、今年度対象の方まで、小学校入学前まで継続し支給いたします。

詳細につきましては、福祉課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 詳細につきましてはご説明いたします。

議案審議の参考46ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。

本条例に基づく育児手当は、これまで、町長が先ほどご説明したとおり、第3子以降の児童を養育する方を対象として支給をしておりましたが、小学校入学前まで支給している月額5,000円の手当を廃止し、小学校入学時と中学校入学時に入学する全ての児童に拡大し、それぞれ養育する方へお祝い金として5万円を支給することに改めるものでございます。

なお、令和4年度末までに出生した第3子以降の児童を養育する方には、経過措置として月額5,000円の手当を小学校入学前まで継続して支給いたします。

改正の内容につきましては、第2条第1号、第3条第1項及び第5条第1項は、経過措置として小学校入学前まで月額5,000円を継続して支給されるための規定に、第2条第2号、第3条第2項及び第5条第2項の規定は、小学校及び中学校の入学時の祝い金を入学する全ての児童に拡大し、養育する方へ支給するための規定に改めております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） この支給日に関してでありますけれども、ただし書がありまして、当該日が休日に当たるときは、翌平日に支給するという定めでいいのですか。

質問の流れがよく理解されていないとすれば、私は年金受給者でありますけれども、年金の場合は、休みになる場合は、前に持ってきているのですよね。これは国の法律がそうなっています。土曜とか日曜日に当たれば金曜日というのが常識的な考えであります。なぜこの子どもに支給する額は翌平日でなければならないのか。私は、もらう側の立場に立てば、これはいかがかたと申し上げたくなる。これでよろしいのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 大変申し訳ございませんでした。支給の期日第5条の第1項の規定につきましては、経過措置で支給する、これまで現在21人の子どもに対して支給している方々に、これまでどおり支給するための規定に改めたものでございまして、表記上、翌日平日に支給するというのが正しい表記になろうかと思えます。これまでも支給は前日ということではなくて、翌日に支給していることから、このまま翌日に支給ということにさせていただいた次第でございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 今までかたくなにそうおやりになったと思うのです。今、私が申し上げているように、もらう側の立場になれば、前に引っ張ってくるのが正論でないかと申し上げたいわけですが。今回はこれでいいですよ、提案されているから。ここを直すというのは非常に無理があると思うのですけれども、次の改正のときには、そういう思いやりでもって条文をつくっていただきたい、そう申し上げたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質問はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第26、議案第23号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第23号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、子ども・子育て支援を一層推進する観点から、出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布により、出産育児一時金の支給額を現行の40万8,000円から8万円引き上げ、48万8,000円に改め、産科医療補償制度掛金を加算した支給総額については、50万円にするものであります。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第24号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第24号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、国民健康保険被保険者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の引下げ等を行うものでございます。

今回の改正内容は、医療給付費分に係る均等割額を4,000円、平等割額を2,000円、それぞれ引き下げるものでございます。

また、税の適正賦課の観点から、当初賦課を7月とし、普通徴収における期割を10期から9期に変更するとともに、各納期ごとの納付額を均等化し、納めやすくするために納期分割による端数計算の単位を100円未満とする規定を追加いたします。

今後も加入者が安心して医療を受けられるよう、負担軽減につきましては、財政の状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

なお、改正の内容につきましては、去る1月18日に開催いたしました小坂町国民健康保険運営協議会に諮問し、1月30日に原案のとおり答申を得ておりますことを申し添えます。

このほか、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布により、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げ、課税限度額の合計額を102万円から104万円に引き上げるほか、軽減に係る判定所得基準額を引き上げいたします。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 詳細についてご説明いたします。

議案審議の参考で説明いたしますので、48ページをご覧くださいと思います。

条文の改正につきましては、49ページから54ページまでの新旧対照表を参照していただきたいと思います。

初めに、1点目の国民健康保険税の引下げについてであります。

今後、後期高齢者支援金分及び介護分の納付金が増える見込みであることから、医療給付費分のみの引下げとし、1人当たりの均等割額を2万1,000円から4,000円引き下げて1万7,000円に、1世帯当たりの平等割額を2万3,000円から2,000円引き下げて2万1,000円に改めるものでございます。引下げにより510万円ほど減収見込みとなりますが、減収分につきましては、国保財政調整基金の活用を考えております。

次に、2点目の国民健康保険税普通徴収における期割と納期の変更についてでございます。

現在、国保税の当初賦課を6月に行い、納付書を送付しておりますが、1月1日以降に転入し、国保に加入された方の所得情報につきましては、6月以降でなければ確定しなく、税額が変更になった方には7月に再度納付書を送付しており、加入者の混乱を招いております。このことから、被保険者の適正賦課を図るため当初賦課を7月とし、普通徴収における期割を10期から9期に変更するものでございます。

3点目の国民健康保険税における期別端数単位の変更についてであります。

現在、国民健康保険税の納期分割による端数計算については、地方税法の規定により、1,000円未満の端数金額を全て最初の納期に合算するため、第1期と第2期以降では納付額の差が大きくなっており、納付しにくいなどの声が多く寄せられておりました。このことか

ら、納期分割による端数計算の単位を100円未満とする規定を第12条に追加し、各納期の負担を均等化させて納税者が納付しやすくするものでございます。

4点目の課税限度額の引上げにつきましては、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことにより改正するものでございます。

医療の高度化や高齢化などに伴い医療費が増加する中、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金分の課税限度額を20万円から22万円に引き上げて、国保税の課税限度額の合計額を102万円から104万円に引き上げるものでございます。

5点目の5割軽減、2割軽減の判定所得基準額の引上げにつきましても、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことにより改正するものでございます。

国保税の均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準につきましては、物価の上昇等を踏まえ、5割軽減の基準額については28万5,000円から29万円に、2割軽減の基準額については52万円から53万5,000円に引き上げるもので、中低所得層の保険税負担の軽減を図るものでございます。

施行日は令和5年4月1日とし、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税に適用するものであります。

このような改正事項のため、国民健康保険税条例の一部改正が必要となりましたので、関係する条文を審議の参考②新旧対照表のとおり改正しております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質問ありませんか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 1点、お聞かせください。国民健康保険の負担軽減につきましては、私、何回か一般質問に取り上げさせていただきました。前回の議会では、引下げの一つの柱として、特にこの均等割について取り上げさせていただきました、いわゆる18歳未満の子どもに対する均等割は今の社会情勢の中で負担軽減を図る、極端に言えば、これは対象外にすべきではないかと提言をしたわけであります。この件に関して審議会等では何か議論があったのか、何かご意見があったのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 子どもに係ります負担軽減の拡大についてでございますが、国民健康保険運営協議会では、特にご意見はございませんでした。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 事務局から、子どもについての均等割について議会の一般質問等で  
こういう意見があったというようなことも紹介はしていないわけですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 紹介はしてございません。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） この課題につきまして、先ほど申しましたように、私、負担軽減に  
ついて何度か取り上げてきたわけでありますが、その方向に向けて前進をしていただいたと  
いうことをまず評価をしていきたいと思えます。ご努力を御礼申し上げたい。

ただ、残念ながら、今の会計状況を見ると、この負担軽減分で先ほどのお話では510万円  
ほどの財源であると言いました。指摘をしたように、会計状況はこういった数字ではない、  
もう一つゼロはついていたわけでありますが、そういう意味で会計運営上、慎重な対応を図  
ったんだろうと思うわけであります。事務方とすれば、万が一執行の過程でマイナスになっ  
ては大変だということを念頭に考えられておると思うのですが、しかしそれにしても、この  
財源状況はまだまだ相当余裕を持った状況になっているのではないかと思うわけであります。

また、確かに、ここ一、二年の状況、国保、あるいは後期高齢も全部そうですけれども、  
コロナの関係で診療抑制等があつて診療報酬が少なくなっているという傾向がある。これが  
終結した段階においては出費が多くなるということも一定程度分かりますけれども、しかし、  
そういう意味ではまだまだ財源的に余裕があるという状況がありますので、今後さらに、こ  
れで一段落してしまうのではなくて、財政状況を見ながらさらに引下げの努力をしていただ  
く、あるいはこれからも、先ほども提言いたしましたけれども、子どもに対する均等割の廃  
止、こういうこともぜひ検討をお願いして、基本的には、今回の提案については賛成をする  
立場での討論としたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第25号 小坂町畑作振興センター使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第25号 小坂町畑作振興センター使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、中山間資源を活用した生産体制の整備及び本町における畑作物の作付推進施設として、令和元年度に開設した小坂町畑作振興センターの機械設備の追加整備により、使用料を改めるものでございます。

畑作振興センターの適正な管理と馬鈴薯受託団体の自主的な運営を図るために、別表に馬鈴薯選別機械使用料と、馬鈴薯栽培用機械使用料の2号を加えるものでございます。

詳細につきましては、観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 議案書47ページ、議案審議の参考55ページをご覧になって  
いただきたいと思います。

さきに町長が述べましたように、畑作振興センターの健全な運営と馬鈴薯受託団体の適正  
な経営を図るために、馬鈴薯栽培用機械と選別機械の使用料を追加するものです。

馬鈴薯選別機械の選別後の重量1kg当たりの単位と、使用料を1kg当たりとしております  
のは、別表1の乾燥調整機械使用料に単価を合わせたものです。

例えば、加工用馬鈴薯選別機械1kg当たり1円ですと、作業能力的に1日2万1,000kgの  
選別が可能ですので、仮に1日フル稼働するとすれば使用料が1日2万1,000円の試算にな  
るものです。

簡単ではありますが、詳細説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第29、議案第26号 小坂町道路占用料徴収条例の一部を改正す  
る条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第26号 小坂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、道路法施行令の一部改正が令和5年4月1日から施行されることにより改正するものでございます。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） それでは、詳細についてご説明いたします。

道路占用料の額は、算定の基礎となる固定資産税評価額及び地価に対する賃料の水準の変動などを反映した適正なものとするため、適宜見直しをする必要があります。

このたびの小坂町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した占用料の額を改正する政令が閣議決定されたことに伴い、改正するものであります。

審議の参考57ページ、別表の新旧対照表をご覧ください。

右の旧の占用料の金額の欄が左の金額に変わるものであります。

以上、簡単ではありますが、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第30、議案第27号 小坂町交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第27号 小坂町交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂町交流センターの使用に係る備品の区分及び使用料を変更するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日からとしております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） それでは、私から詳細説明を申し上げます。

本議案は、交流センターの備品使用料について改定するものであります。

審議の参考の60ページをご覧ください。

交流センターの利用者の便宜を図るため、体育用器具については無料、視聴覚器具については、ピアノを除き無料とするものです。

ピアノについては、高額な上、定期的に調律手数料がかかるため、使用料は据置きとして

おります。

また、備考の2で施設使用料に倣い、営利営業に使用する場合は、使用料の5倍の額としております。

施行期日は令和5年4月1日としております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 若干教えていただきたいと思います。

たしか鹿角には視聴覚ライブラリーという、昔で言えば、8ミリとか16ミリとか、映画といますか、またアニメとか、それからいろんな記録映画見たいなもののそういうフィルムがあつて、これを広く視聴覚教育ということで貸出しをしてあつたのでないかなと、私はそういう記憶がある。これらを活用して、かつては子ども会活動とか、いろいろな集会所等で映写会を催したりということのために、公民館ではそういう映写機も用意し、スクリーンも用意して貸出しをしてきたと認識をしております。今回、この備考欄を見ますと、ピアノ以外のものはセパーム以外では原則、貸出ししないということになっているのですけれども、これは社会教育とかそういう委員会の中で、ご議論はされて、こういう結論に至ったのでしょうか、その辺、お尋ねしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 器具の持ち出しについては、議論になっておりました。

個人とか民間の企業等については、貸出ししていたこともあつたようですけれども、ちょっと目が届かないということもありまして、これからはしないということになっております。

ただ、自治会とか町内会で利用する場合は、貸出ししたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） いろいろな手間暇もかかるということもありますし、管理上いろいろ煩雑さも出てくると。それから、昨今ですとパソコン等でいろいろな映写ができるとか、時代はどんどん変わってきましたけれども、ただ昔のそういう懐かしさといいますか、古いものもまたよさがあつて、ある意味での視聴覚教育というのも大事ななという観点がありますので、かたくなに交流センター以外に持ち出しはさせないというよりも、今あるものが壊れるまでは、もう少し柔軟に貸出しをするなり、そういうフィルムがある間は、やはり活用していくということのほうがいいのかななんて私は思ったりしておりますけれども、その辺、

原則と書いていますから、原則どおりおやりになるのでしょうかけれども、柔軟性みたいなのは、今、自治会とかはその限りではないというお言葉をいただきましたので、子ども会とか女性団体とか、そういうふうなときには、ぜひ使わせていただきたいなど、そうお願いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第31、議案第28号 小坂町営運動場使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第28号 小坂町営運動場使用料徴収条例の一部を改正する条例制

定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂町営運動場のうち、みんなの運動公園の使用料を変更するものであります。

施行期日は令和5年4月1日からとしております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 私から詳細についてご説明申し上げます。

本議案は、みんなの運動公園の使用料について、1日券、シーズン券、用具レンタル料を改定し、回数券を新設するものです。

審議の参考の61ページをご覧ください。

1日券を300円から400円に、シーズン券を5,000円から7,000円に、用具レンタルをクラブとボールで200円を100円としております。また、5回分の料金で6回つづりの回数券を新設しております。

芝管理委託料や人件費など、ゴルフ場を管理する経費の増加により、改定するものであります。

また、主に初心者やお試しで利用する1日券と用具レンタル料を合わせた金額500円については、据置きとしております。

また、お得な回数券を新設しております。

施行期日は令和5年の4月1日としております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第32、議案第29号 和井内エリア厨房機器購入の請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第29号 和井内エリア厨房機器購入の請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本購入物品は、令和5年秋にオープン予定としている和井内観光拠点施設内に整備する飲食サービスの厨房に設置する機器を購入したいというものでございます。

去る2月28日に、5者による指名競争入札を実施いたしましたところ、タニコー株式会社秋田営業所が消費税込み792万円で落札いたしました。

本契約が予定価格700万円以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） それでは、和井内エリア厨房機器購入の詳細についてご説明を申し上げます。

県内5者により2月28日に入札を行った結果、タニコー株式会社秋田営業所が消費税込み

792万円で落札いたしました。落札率は45.57%であります。そのほかの入札価格は、消費税込みで株式会社ヤマコーが819万5,000円であります。

なお、ホシザキ東北株式会社大館営業所は入札へ参加したものの社印の押印がなかったため失格、日本調理機株式会社東北支店秋田営業所が入札への欠席、有限会社ケーエムイーが事前に辞退届を提出しておりました。

現在は仮契約を締結しており、議決をいただいた後に本契約を締結いたします。

次に、購入物品概要でございます。

購入品目は冷蔵庫、冷凍庫、2槽式のフライヤー、冷蔵ショーケース、製氷機、ソフトクリームフリーザーなど33点と、その据付けとなっております。

以上、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。

6番。

○6番（秋元英俊君） 契約書というものが恐らく出てくると思いますけれども、その中に各機器の保証期間等が設定されているのかお伺いします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 購入物品は全て新品になりまして、一般的な製品保証という形になりますが、納入予定業者に確認したところ、冷蔵機能がついているものは2年、それ以外のもものは1年の保証がつくということになっております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 各機器は家庭用品でも寿命があります。例えば、普通に考えれば電気機器は10年で更新をせざるを得なくなる状況が考えられます。機器購入の前段でリースというものの考え方ができなかったかどうか。リースにすると、例えば3年で壊れても新しいものに変えられるという好条件が出てくると思うのですが、その辺の考え方がなかったのかお伺いします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 詳細にリースと試算して比べたわけではないのですが、一般的にリースのほうが高上がりになるということで考えた形ですので、特に考えませんでした。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第33、議案第30号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第30号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町福祉保健総合センター及び同センターの構成施設である小坂町老人福祉センター、小坂町保健センター事業部門並びに小坂町中央児童館の指定管理者を指定するものであります。

社会福祉法人小坂町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理運営の効率化とともに、サービスの向上と充実を図っておりますが、指定の期間が今年度末で満了することに伴い、

引き続き小坂町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理を行わせようとするものでございます。

指定管理期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

指定管理者の指定に当たっては、小坂町の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条により、公募によらない指定管理者の候補者に予定し、本年1月17日に指定管理者選定委員会を開催して、小坂町社会福祉協議会から提出された指定申請書による事業計画の内容等について審査し、選定委員会から指定することに異論はないとの意見がありましたので、小坂町社会福祉協議会を候補者に選定いたしました。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、基本協定の締結を行いまして、4月から引き続き管理を行うこととなります。

以上、簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第34、議案第31号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第31号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町デイサービスセンターゆーとりあの指定管理者を指定するものでございます。

社会福祉法人小坂町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理運営の効率化とともに、サービスの向上と充実を図っておりますが、指定の期間が今年度末で満了することに伴い、引き続き小坂町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理を行わせようとするものであります。

指定管理期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

指定管理者の指定に当たっては、小坂町の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条により、公募によらない指定管理者の候補者に予定し、本年1月17日に指定管理者選定委員会を開催して、小坂町社会福祉協議会から提出された指定申請書による事業計画の内容等について審査し、選定委員から指定することに異論はないとの意見がありましたので、小坂町社会福祉協議会を候補者に選定いたしました。

議会の議決をいただいた後に、指定管理者の指定をし、基本協定の締結を行いまして、4月から引き続き管理を行うこととなります。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第32号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第35、議案第32号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第32号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度末における各事業の精算見込み及び不足額の追加により、事務・事業費の整理、国・県補助金の確定による整理、特別会計の繰出金の整理などを中心に編成したほか、歳入においては、事務事業に関する国・県支出金及び町債等の特定財源を調整したほか、法人町民税及び入湯税の収入済額、普通交付税決定額のうち未計上であった分を予算化いたしました。

その結果、歳入に剰余が生じ、財政調整基金に3億6,126万円、減債基金に500万円、公共施設等総合管理基金に5,000万円の積立てが可能となりました。

今回提案する補正額は、歳入歳出にそれぞれ2億7,500万2,000円を追加し、補正後の歳

入歳出予算の総額を51億3,673万6,000円にするものであります。

第2条において、年度内での完了が困難と見込まれる11事業について繰越明許費を設定いたします。

第3条においては、新たに実施する事業1件について債務負担行為を設定するものでございます。

第4条においては、3事業について起債制限額を調整し、災害復旧事業2事業を追加いたします。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） では、一般会計補正予算（第8号）の詳細について説明いたします。歳出から説明いたしますので、補正予算書の16ページをお開きください。あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明をしていきます。

1款1項1目議会費は、議員期末手当、議員の会議等費用弁償、議長交際費などについて、精算によりそれぞれ減額しています。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員及び会計年度任用職員の人件費について、実績見込みにより、報酬、給料、職員手当、共済費を調整しているほか、報償費、旅費、町長交際費、通信運搬費、機械器具借料などを精算により減額しています。

この後の各項目においても、実績見込みにより職員人件費等を調整していますが、同様の人件費の調整の説明は省かせていただきます。

財源内訳欄のその他1万2,000円は、昭和47年に発足した北鹿地区財務協議会の解散に伴う残余財産分配金です。

4目財産管理費は、10節光熱水費に不足が見込まれる本庁舎の電気料として150万円を追加しています。

14節施設補修工事費は、本庁舎屋根防水補修工事の精算、施設解体工事費は、旧小坂幼稚園解体工事の入札を2回行いましたが不調に終わったことにより、全額減額しております。なお、この解体工事については、新年度予算に改めて提案させていただいております。その他、公用車及びレンタカーの使用が減ったことから、それぞれ関連する項目を減額しています。

財源内訳欄のその他488万9,000円の減は、14節工事請負費に充当していた公共施設等総

合管理基金繰入金です。

5目企画費、8節職員普通旅費、12節業務委託料及び13節建物借料は、ふるさと小坂会事業、地域おこし協力隊事業に係る精算分です。

18節移住定住促進奨励事業は、新築住宅建設見込みに伴い、1件分60万円を増額しています。定住促進賃貸住宅建設費及び移住・就業支援事業は、補助申請がなかったことから全額減額しております。

財源内訳欄の国県支出金150万円の減は、県からの移住・就業支援事業分、地方債の500万円の減は、定住促進賃貸住宅建設費に伴う分、その他136万1,000円の減は、秋田県市町村振興協会市町村振興助成金です。

6目電子計算費、12節業務委託料の77万円は、出産・子育て応援交付金に係るシステム改修分の追加です。

13節諸利用料は、パソコンなどの調達実績などにより減額しています。

18節秋田県市町村電算システム共同事業組合負担金の39万3,000円の減は、各町村からの負担金の精算によるものです。

財源内訳欄の国県支出金77万円は、出産・子育て応援交付金システム改修に係る国庫補助金です。

7目基金費です。収支予算調整の結果、4億1,626万円の剰余が発生しますので、財政調整基金に3億6,126万円、減債基金に500万円、公共施設等総合管理基金に5,000万円をそれぞれ積み立てることとしたものです。

この予算補正の結果、令和3年度末に10億1,155万3,000円であった財政調整基金残高は、令和4年度において3億7,840万円を取り崩し、3億6,226万円を積み立てることから、令和4年度末残高見込みは9億9,541万3,000円となります。

また、減債基金残高は、令和3年度末で4億2,144万9,000円、令和4年度で8,866万9,000円を取り崩し、1,000万円を積み立てることから、令和4年度末残高見込みは3億4,278万円となります。

公共施設等総合管理基金は、令和3年度末で5億2,038万5,000円、令和4年度で2,694万9,000円取り崩し、5,000万1,000円を積み立てることから令和4年度末残高見込みは、5億4,343万7,000円となります。

9目町史編さん費は、11節筆耕料にページ数が増えたことによる不足見込み分として10万円、12節業務委託料は、原材料価格高騰による紙代の値上がりなどにより、印刷製本業務

委託に70万円をそれぞれ追加計上しております。

10目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費は、事業の終了による精算です。なお、本給付事業は、令和4年1月から令和5年1月末まで実施し、令和4年度の実績は、非課税世帯が123世帯、家計急変世帯が8世帯と、合わせて131世帯で1,310万円の給付実績となりました。

財源内訳欄、国県支出金3,422万3,000円の減は、本事業に係る国庫補助金です。

次のページに移ります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、戸籍事務に係る精算です。

財源内訳欄の国庫支出金5,000円の減は、中長期在留者居住地届出等事務費分です。

5項1目統計調査費は、就業構造基本調査に係る精算による減額です。また、その財源として交付されている県委託金を同額減額しております。

6項1目監査委員費は、委員の会議等費用弁償と職員研修旅費、それと負担金について精算により減額をしています。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、事務経費の精算により、10節燃料費、13節機械器具借料などを減額したほか、福祉総合計画中間評価調査業務に係る精算として、7節報償金及び12節業務委託料をそれぞれ減額しています。

24節社会福祉基金積立金は実績見込みに伴う減額です。

財源内訳欄の国県支出金9,000円は、特別弔慰金事務費に係る県補助金です。

2目高齢者福祉費は、地域支え合い体制づくり事業、生活支援サービス事業、有料老人ホーム家賃助成事業の精算に係る減額です。

財源内訳欄のその他1,000円の減は、高齢者福祉電話事業に係る電話使用料です。

3目老人憩の家管理費、10節印刷製本費は、回数券印刷経費の精算分を減額しています。

4目医療給付費は、福祉医療給付に係る経費をそれぞれ精算しており、19節扶助費では、実績見込みにより936万4,000円を減額しています。

財源内訳欄、国県支出金425万4,000円の減は、同事業に対する県の補助金です。

5目障害者福祉費は、障害者地域支援事業に係る精算として、18節福祉ホーム補助金を、障害者介護給付及び障害児通所給付の精算により、19節扶助費をそれぞれ減額しております。

財源内訳欄の国県支出金395万6,000円の減は、障害者自立支援や障害児通所給付費に係る国県補助金を実績見込みにより減額しております。

6目福祉保健総合センター管理費は、ゆーとりあ駐車場の車庫屋根塗装工事などの精算に

よる減額です。

7目介護保険費は、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金の精算により34万3,000円減額しています。

8目交通安全・防犯対策費は、交通安全及び地域安全対策事業の交通指導員等に係る費用について、精算により減額しています。

次のページに移ります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は出産・子育て応援交付金事業として、母子手帳交付者が対象となる子育て応援ギフトとして11人分、55万円、それから出生届出者が対象となる出産応援ギフトとして21人分で105万円、また、町単独上乘せ分として、子育て応援ギフトに11人分55万円、合わせて215万円を計上しました。本交付金は新年度予算にも提案しておりますが、給付対象を令和4年4月まで遡及することとして年度内に支給できるよう準備を進めております。

19節の児童手当の46万円の減は、実績見込みによるものです。

財源内訳欄の国県支出金133万2,000円は、出産・子育て応援交付金に係る国県補助金です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、事務経費の精算により10節燃料費及び12節業務委託料をそれぞれ減額したほか、18節鹿角広域行政組合衛生費負担金は確定による減額、また、かづの厚生病院支援補助金は病院への秋田県補助金の額が確定したことによる精算により858万5,000円が減額となりました。

2目環境衛生費は、搬入元市町村現地調査等の事務事業が中止となったことから減額しています。

18節の合併処理浄化槽設置費補助金447万3,000円の減は、当初予算で6件分措置しておりましたが、実績が1件だったことによるものです。

財源内訳欄の国県支出金141万円の減は、合併処理浄化槽設置に係る国庫補助金と県補助金がそれぞれ70万5,000円の減、その他49万3,000円の減は、環境保全協力金の分です。

3目公害対策費は、休廃止鉱山坑廃水処理事業及び廃乾電池処理事業の精算により減額しています。

財源内訳欄の国県支出金29万7,000円の減は、坑廃水処理事業に係る国県補助金です。

4目予防費、12節業務委託料950万円の減は、予防接種事業の精算分700万円とPCR検査事業の精算分250万円の減です。

財源内訳欄の国県支出金493万5,000円は、コロナワクチン接種事業費国庫補助金の精算による過年度分66万8,000円と、インフルエンザワクチン接種補助事業に財源振替として、地方創生臨時交付金426万7,000円を充当したものです。

5目母子保健指導費、10節消耗品費は、出産・子育て応援交付に伴う伴走型支援事業として20万円を計上、18節、不妊治療等助成事業補助金は実績により100万円を減額しています。

財源内訳欄の国県支出金16万6,000円は、伴走型支援事業に係るものです。

6目健康増進事業費、各種検診などの実績により、130万円減額しています。

財源内訳欄のその他9万円は、健診の個人の部分です。

7目資源循環型推進費、18節大館エコフェア負担金は実績により減額しています。

2項清掃費、1目清掃総務費は、清掃活動事業の精算による減額です。

3項1目診療所費、18節は十和田湖診療所に対する負担金額の確定により、65万3,000円の減額です。

27節歯科診療所特別会計繰出金は、精算により193万9,000円を減額しています。

4項水道費、1目水道整備費、18節水道事業会計負担金を201万3,000円減額しています。

5款労働費、1項1目労働諸費は、再就職緊急支援事業の終了精算により、60万円の減額です。

次のページに移ります。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、1節農業委員会委員報酬は農地利用最適化交付金の確定に伴い64万2,000円を計上しました。

財源内訳欄の国県支出金の同額は農地利用最適化交付金です。

3目農業振興費は、18節に秋田県補助金の低コスト技術等導入支援事業により、収量コンバイン購入補助が採択された農家があることから、県補助金と同額の690万9,000円を計上しています。また、昨年夏の大雨によりブドウ農家の収入が減少したことを受け、緊急支援事業補助金として215万1,000円を計上しました。内訳は、出荷減少分として、令和元年から3年までの出荷平均額の90%相当分171万9,535円と、生産資材購入支援として、肥料、農薬に係る経費の50%相当分43万987円で、支援対象農家は5戸です。その他の補助金はそれぞれの実績により減額しています。

財源内訳欄の国県支出金580万9,000円は、低コスト技術等導入支援事業県補助金690万9,000円と、夢ある園芸産地創造事業費県補助金110万円の減です。

4目畜産業費、18節県北地区保冷施設設置・維持管理費負担金10万円は、管理費確定に

伴う分です。

5目農業経営基盤強化促進対策費は、農地集積対策事業の精算に伴う減額です。

財源内訳欄の国県支出金180万円の減は農地集積協力金です。

7目バイオマスタウン推進費の15節資材費、次の8目グリーンツーリズム推進費のワイナリー創業祭は、実績による精算です。

財源内訳欄その他の1万9,000円はブドウ売払い収入分です。

2項林業費、1目林業振興費は、事務経費及び森林環境整備基金充当事業の精算による減額のほか、高寺山整備に係る施設整備工事費を減額しています。

財源内訳欄の国県支出金64万9,000円の減は、高寺山整備に係る県補助金で、その他157万1,000円の減は森林環境整備基金繰入金です。

7款1項商工費、2目商工振興費は、地方創生臨時交付金を充当したエネルギー価格等高騰対応事業継続支援事業、地域応援商品券事業、物流事業者緊急支援事業の精算をそれぞれ行っております。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成についても実績に基づく減額を行っています。

財源内訳欄の国県支出金87万5,000円の減は、地方創生臨時交付金82万2,000円の減と、権限移譲推進交付金5万3,000円の減です。

3目観光費は、観光推進事業、観光施設管理事業、日本で最も美しい村連合事業などに係る事業の精算により、それぞれの項目において減額しています。

14節施設整備工事費は、十和田湖和井内エリア道の駅展示施設等内部整備において、厨房設備などの保健所許可に対応するための整備分が不足する見込みであることから、793万8,000円を計上しております。

財源内訳欄、国県支出金1,092万3,000円の減は、和井内エリア整備事業に充当していた国立公園等多言語解説等整備事業国庫補助金決定額に合わせた757万7,000円の減と、宿泊助成券発行事業等に充当していた地方創生臨時交付金334万6,000円の減です。

その他10万円は、企業版ふるさと納税の寄附金です。

次のページに移ります。24ページです。

4目康楽館費は、17節庁用器具費を精算により69万2,000円減額しています。

財源内訳欄、その他69万2,000円は、備品購入に充当した康楽館運営基金繰入金の減です。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、12節業務委託料は、木造住宅耐震診断業

務委託の精算分を減額しています。

18節補助金は、精算によりそれぞれ減額しています。

財源内訳欄の国県支出金18万円の減は、耐震診断に係る国県補助金分です。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、除雪費に不足が見込まれるため、10節修繕料に500万円、12節業務委託料に300万円、合わせて800万円を計上しています。

2目道路橋りょう新設改良費、12節業務委託料は、町道新遠部線物件移転補償算定業務の精算により77万4,000円の減、14節工事請負費は、一本杉流雪溝設置工事に不足が見込まれることから400万円を計上し、町道向陽線歩道舗装補修、町道牛馬長根1号線舗装補修、町道上小坂2号線道路改良、和井内エリア整備事業において、実績見込みに基づいてそれぞれ減額をしています。

内容の精査により、国県支出金は、社会資本整備交付金が3,468万4,000円減り、地方債は、3,350万円の減、その他は、橋りょう長寿命化事業に充当していた公共施設等総合管理基金繰入金1,610万円の減です。

4項都市計画費、1目都市計画総務費は、1節の各委員報酬を精算により6万8,000円減額しています。

3目下水道費は、下水道事業特別会計補正予算に係る収支調整分としての繰出金49万1,000円です。

5項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費は、事業終了による精算見込みから177万2,000円減額しています。

9款1項消防費、1目常備消防費は、鹿角広域行政組合消防費負担金を144万5,000円減額しています。

2目非常備消防費は、消防団運営経費の精算に伴う減額のほか、日本消防協会特別表彰まといの受賞により、まといを収納するウインドウケースを購入する分として、17節庁用器具費に38万4,000円計上しています。

4目水防費及び5目災害対策費は、精算によりそれぞれ減額しています。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節光熱水費は、電気代の高騰により不足が見込まれるため、51万6,000円の計上です。

財源内訳欄のその他1,000円は、公衆電話設置に伴う手数料です。

次のページをお願いします。

4項社会教育費、4目社会教育施設管理費、10節の光熱費には、不足が見込まれる電気料

分として227万9,000円、修繕料は、交流センターエアコン室外機修理分として20万5,000円を計上しています。

財源内訳欄、その他の3万円はコピー使用料分です。

6目図書館費、12節業務委託料4万3,000円の減は管理経費の精算、14節設備改修工事費9万9,000円の減は空調設備改修工事の精算です。

財源内訳欄合計支出金9万9,000円の減は、空調設備改修工事に充当した地方創生臨時交付金です。

7目郷土館費、企画展を実施できなかったことによる不用額など186万1,000円を減額しています。

財源内訳欄の国県支出金122万6,000円の減は、企画展に充当予定であった文化資源活用事業費国庫補助金で、その他31万3,000円の減は企画展観覧料と資料販売収入分です。

5項保健体育費、4目学校給食費、17節給食用器具費は、故障した冷凍庫及び炊飯器を購入するため136万4,000円を措置しています。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費は、昨年11月30日に国の災害査定が行われ、査定額が決定したことに伴い、災害復旧工事費に不足が生じることから、2,474万6,000円を計上しております。

12節設計委託料と18節神田川災害復旧工事費負担金は精算による減額です。

財源内訳欄の国県支出金4,016万9,000円は、災害復旧費国庫負担金、地方債260万円は、国庫負担金の対象とならない小規模工事費に係る地方債です。

2項農林水産施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費、18節農地・農業用施設災害復旧事業補助金を200万円減額しています。

財源内訳欄の国県支出金198万4,000円は、災害復旧費国庫補助金、地方債の30万円は、国庫負担金の対象とならない小規模工事費に係る地方債です。

12款1項公債費、1目元金、22節長期債元金償還金818万4,000円は、本年度秋田県振興資金を繰上償還しましたが、当初予算計上時の償還額算定に誤りがあり、不足が生じることになってしまったものです。確認不足でありました。大変申し訳ございませんでした。

続いて、歳入において今回補正した一般財源について説明いたしますので、11ページをお開きください。

1款の町税、1項町民税、2目法人は、町内企業の好調な業績により、法人税割が予算額より大幅な収入増となったことから、その分として3億3,600万円を計上しました。

5 項 1 目入湯税は、収入実績見込みから197万4,000円を計上しています。

10 款 1 項 1 目地方交付税、これは今回の補正において、一般財源として普通交付税3,808万2,000円を措置しています。交付実績が17億604万3,000円であり、本補正によって全額予算化をしております。

14 ページをお開きください。歳入、もう一つです。

17 款 1 項寄附金、1 目一般寄附金、明治安田生命保険相互会社鹿角営業所様から20万6,000円の寄附がありましたので、こちらに入れております。

続いて7 ページをお開きください。

第2 表繰越明許費です。これは、令和4 年度中の事業完了が困難となって翌年度へ繰り越す11件について、その繰越明許費の上限額を定めるものです。

2 款総務費、1 項総務管理費の町史編さん事業1,198万9,000円は、当初見込んでいた年度内完成が困難となったことによって、筆耕料と印刷製本業務委託について翌年度へ繰り越すものです。

6 款農林水産業費、1 項農業費の低コスト技術等導入支援事業690万9,000円は、収量コンバインの年度内納入が困難であることから、事業費全額を翌年度に繰り越すものです。

7 款 1 項商工費の十和田湖和井内エリア整備事業8,774万7,000円は、和井内エリア道の駅に係る内部展示工事や厨房・レストラン工事の分ですが、充当を予定していた国庫補助金の内示が想定より遅れたこと、また、8 月の豪雨災害により実施設計業務の発注が遅れ、年度内完成が困難となり、事業費全額を翌年度に繰り越すものです。

小坂鉦山事務所壁面等補修事業588万8,000円は、壁面しっくい施工方法協議に時間を要したことにより、文化庁の許可が遅れて冬季間となり、しっくい工事に影響があることから、事業費全額を翌年度に繰り越すものです。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費の町道一本杉線流雪溝設置事業1,084万2,000円は、入札不調により請負業者決定までに時間を要し、年度内完成が困難となったことから、事業費全額を翌年度に繰り越すものです。

橋りょう長寿命化事業4,205万3,000円は、工事計画に際し河川管理者との協議に時間を要したことから、事業費全額を翌年度に繰り越すものです。

町道向陽線歩道舗装補修事業700万円は、工区間の事業費調整に時間を要し、第2 工区の発注の遅れから冬季間となり、舗装工事の年度内完成が困難となったことから、事業費全額を翌年度に繰り越すものです。

十和田湖和井内エリア整備事業1億1,397万円は、秋田県道路改良工事の遅れにより、工事着手に遅れが生じたことから翌年度に繰り越すものです。

10款教育費、4項社会教育費の中小路の館補修事業231万2,000円は、部材調達に時間を要したこと、また、秋田県文化財保護審議会の許可までに時間を要したことから、事業費全額を翌年度に繰り越すものです。

交流センター電気設備改修事業668万8,000円は、半導体不足の影響により器具の納品に日数を要し、年度内完成が困難となることから事業費全額を翌年度へ繰り越します。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業7,019万9,000円は、国の災害査定が11月30日に行われて交付決定が年度末となり、冬季間に入ったことから年度内完成が困難となり、事業費を翌年度へ繰り越すものです。

次に、第3表債務負担行為補正では、休廃止鉱山坑廃水処理業務委託は、令和5年度予算に計上している629万2,000円について、この手続等を令和4年度中に行う必要があることから今回の補正で措置したものです。

次の8ページをお願いします。

最後に、第4表の地方債補正では、歳出の説明で述べたように、事業費の精算追加に伴い調整し、総額から3,560万円を減額して、地方債の限度総額を2億3,218万4,000円から1億9,658万4,000円に変更するものです。

以上で、一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第32号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

### ◎議案第33号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第36、議案第33号 令和4年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第33号 令和4年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも853万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億1,535万8,000円にするものでございます。

歳出補正の主な内容は、1款1項1目一般管理費は、介護保険職員人件費及び会計年度任用職員人件費の調整分として208万2,000円を減額、2款保険給付費は、要介護者及び要支援者の介護給付費の実績が見込みより多く推移していることから、1項1目介護サービス等諸費は923万円、2項1目支援サービス等諸費は126万円を追加しております。

歳入補正の内容は、3款国庫支出金において、1項1目介護給付費負担金は、歳出の実績見込みによる国負担分として744万5,000円を追加、2項1目調整交付金は、交付額決定に伴い143万3,000円を追加、7款繰入金において歳出補正の一般管理費に対する一般会計負担分として34万3,000円を減額しております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第33号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第37、議案第34号 令和4年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第34号 令和4年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも393万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,203万7,000円にするものでございます。

歳出補正の内容は、1款1項1目総務費において、職員人件費として、職員共済組合負担金49万4,000円を減額し、会計年度任用職員人件費では、報酬272万1,000円、期末手当33万4,000円、共済費は、職員共済組合負担金、社会保険料、合わせて34万4,000円、旅費、費用弁償5万1,000円をそれぞれ減額しております。

また、2款1項2目利子において、長期債利子償還金1万4,000円を増額しております。

歳入補正の内容は、1款1項1目歯科診療収入の個人負担分、保険分、合わせて199万1,000円を減額し、財政調整として、3款1項1目一般会計繰入金193万3,000円を減額しております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第34号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

### ◎議案第35号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第38、議案第35号 令和4年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第35号 令和4年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、本年度における奨学資金の新規利用者が当初見込みより少なかったことに伴い、歳入歳出とも131万3,000円を減額し、予算の総額を229万円にするものでございます。

歳入につきましては、基金繰入金を132万8,000円減額するとともに、貸付金収入を1万

5,000円増額し、歳出におきましては貸付金を240万円減額するとともに、基金積立金を108万7,000円増額するものでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第35号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

### ◎議案第36号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第39、議案第36号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第36号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも798万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,027万円にするものでございます。

歳出の主な内容は下水道管理費で、汚泥処理量増加による流域下水道維持管理費負担金304万円の増額、県北地区広域汚泥処理事業負担金197万7,000円の増額、職員人件費の精査として27万円の減額、下水道建設費で公共下水道建設補助事業と公共下水道建設単独事業の事業確定による精査で工事請負費を計1,152万4,000円の減額、米代川流域下水道鹿角処理区建設事業負担金121万円を減額しております。

歳入では、事業確定により、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金を560万円減額、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を49万1,000円増額、6款諸収入、1項雑入、1目雑入の消費税還付金を232万2,000円増額、7款町債、1項町債、1目下水道債を520万円減額しております。

第2条において、補助事業工区との工程調整により年度内での完了が困難と見込まれる単独工事分3,336万円と、米代川流域下水道鹿角処理区建設事業分39万8,000円について、繰越明許費を設定いたします。

第3条においては、事業費確定により地方債限度額を520万円減額し調整いたします。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第36号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第37号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第40、議案第37号 令和4年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第37号 令和4年度水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において水道事業収益の既決額2億6,075万円から201万3,000円減額し2億5,873万7,000円に、収益的支出において水道事業費用の既決額2億4,723万円に542万円増額して2億5,265万円に、資本的支出において資本的支出の既決額2億1,596万8,000円から170万円減額し、2億1,426万8,000円にしようとするものでございます。

その内容は、収益的収入の2項営業外収益、2目他会計負担金で、高料金対策分の一般会計からの繰入金201万3,000円を減額、収益的支出の1項営業費用、1目原水及び浄水費で光熱水費を61万9,000円増額、2目配水及び給水費で砂子沢浄水場の不具合に起因する夜間断水作業の手数料として144万9,000円を増額、2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税を工事費精査による消費税納付額の増により335万2,000円増額いたします。

また、資本的支出では、1項建設改良費、3目営業設備費で事業確定の精査によりメーター購入費170万円を減額いたします。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第37号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は3月9日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 3時23分